

3. 意見に対する事業者の見解

3. 意見に対する事業者の見解

3.1 方法書への意見に対する事業者の概要

3.1.1 市民等の意見に対する事業者の見解

方法書等に対する意見の概要及び事業者の見解は、表3.1-1のとおりである。

なお、本事業は、方法書時点では石炭と木質バイオマスの混焼による発電事業を計画していたが、木質バイオマス専焼の発電事業に計画変更したため、事業者の見解については、2017年6月6日に開催された2017年度第1回仙台市環境影響評価審査会に提出した「(仮称) 仙台高松発電所建設計画に係る環境影響評価方法書に対する意見の概要及び事業者の見解」より、見直しを行った。

表 3.1-1(1) 方法書への市民等の意見に対する事業者の見解（事業計画・全般的事項）

No.	市民等の意見	意見数	事業者の見解
1	四国電力がなぜ仙台に石炭火力発電所を建設するのか。 仙台への石炭火力発電所の建設に反対である。 建設するのであれば、地元四国や首都圏などの消費地に建設すべきである。	37	本事業は、当初は石炭と木質バイオマスの混焼による発電事業を計画していましたが、方法書に対する市長意見及び「杜の都・仙台のきれいな空気と水と緑を守るためにの指導方針」（平成29年12月、仙台市）による石炭火力発電所の立地自粛に関する方針が示されたことを重く受け止め、再生可能エネルギーである木質バイオマス専焼の発電事業に計画変更しました。
2	電気は首都圏へ、利益は県外（住友と四国）へもたらされ、仙台にはCO ₂ と公害だけがばら撒かれる構図だ。地元地域へは何らメリットがない。 地域住民のことを考えていない計画は中止すべき。	26	発電所の建設に関しては、反対や不安のご意見があることを踏まえ、住民の皆さんに環境影響評価の結果について丁寧にご説明するとともに、地元企業と協力して東北地域の未利用材等も可能な限り利用するなど、更なる環境負荷の低減に取り組んでまいります。
3	世界中が温暖化対策に取り組む中、時代に逆行した石炭火力発電所の建設には反対である。	16	
4	石炭70%で再生可能エネルギーと言えるのか。 石炭火力に反対であり、再生可能エネルギーとすべきだ。	18	
5	事業者は自分たちの利益ばかりを追求して良いのか。計画に反対である。	8	
6	他の場所で発電所を建設するよりも仙台で建設する方が安いのか。	1	発電所立地については、工業専用地域として市街地や住民の居住地とは一定程度隔離された環境にありながら電力消費地には近いという特徴を有することに加え、バイオマス発電所の安定的な稼働に不可欠であるインフラ（バイオマス燃料の輸送、工業用水の利用、送電用系統連系線の利用）を有することから、仙台港区に立地することで検討を進めています。用地代が安価という理由で選定したものではありません。

No.	市民等の意見	意見数	事業者の見解
7	被災地の弱みにつけこむな。	11	先の震災で被災された方には心からお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復興を願っています。
8	被災地の復興に役立つか。 被災地のためというのなら、この計画から撤退すべきである。	2	当社は、被災地域を対象として検討を行っているのではなく、前項の理由から仙台で立地計画の検討を進めているものであり、今後、計画を実施する場合には、地域経済の発展、震災復興に貢献し、地域と共生していくたいと考えています。
9	なぜ被災地に発電所を建設するのか。	1	
10	被災地復興のためであればA Iによる無人化etcを研究しつつ、福島の人々が帰れなくなった土地を利用した方がよろこばれるのではないか。	1	火力発電所を安全・安定的に運転するうえで、運転業務や保守業務については、相応の人手に頼らざるを得ず、無人化を短期間で実現することは困難であると考えています。
11	説明会や寄せられた意見書によつては計画撤回や見直しを行うのか。	2	本事業は、再生可能エネルギーである木質バイオマス専焼の発電事業に計画変更をするとともに、同種・同規模の中でも最高レベルの環境設備を導入することにより、大気汚染物質について、可能な限り低減する計画としています。
12	住民のほとんどが賛成していない事実を事業者はどうとらえているのか。	1	また、本事業による大気質への影響について予測した結果、二酸化窒素や浮遊粒子状物質の年平均値の最大着地濃度は、バックグラウンド濃度の0.0~8.3%程度と低い値であり、環境基準を満足し健康に影響を与えないレベルであることを確認しています。
13	どのような場合に計画は中止されるのか。	1	計画に対して反対や不安のご意見があることも十分に認識しつつ、今後、環境影響評価の手続きを着実に進め、住民の皆さんに対して、できる限り丁寧にご説明してまいりたいと考えています。
14	健康被害（特に呼吸器系）が心配だ。 健康被害をもたらす石炭火力発電所には反対だ。	22	木質バイオマス専焼の発電事業に計画変更したため、石炭燃焼に由来する重金属類等の有害物質は排出しません。また、木質バイオマスは硫黄分をほとんど含有しないために硫黄酸化物の発生抑制にもつながっています。
15	健康被害が出た場合は、どのように責任をとるのか。	4	さらに、本事業による排出ガスについては、国内における同種・同規模のプラントとしては、最高水準の排出ガス濃度値を達成するよう対策を実施しています。
16	健康被害が出た場合は賠償するのか。	1	なお、先行する仙台パワーステーションとの複合的な影響について予測した結果、二酸化窒素や硫黄酸化物、浮遊粒子状物質の年平均値の最大着地濃度は、何れも環境基準等を満足し健康に影響を与えないレベルであることを確認しています。
17	過去に石炭火力発電所による公害に苦しめられたので、建設には反対だ。	1	計画に対して反対や不安のご意見があることも十分に認識しつつ、環境負荷の低減のための対策をできる限り反映して計画を推進してまいりますので、ご理解のほどお願いします。
18	他発電所との複合的影響による健康被害は発生しないのか。発生したら責任をとるのか。	2	
19	周辺に仙台パワーステーション(株)の石炭火力発電所が建設されている。本件とその石炭火力発電所の両方からの影響を考慮した評価を行うのか。	11	

No.	市民等の意見	意見数	事業者の見解
20	パリ協定を踏まえて、国は、温室効果ガスを2030年度に2013年度比で26%削減、2050年までに80%削減することを目標としているが、この目標との整合性が取れていないのではないか。	5	木質バイオマスを発電用燃料として利用すると二酸化炭素を発生しますが、この二酸化炭素は、植物により大気中から吸収されたものが、再び大気中に放出される仕組みであるため（「カーボンニュートラル」）、気候変動枠組条約締結国会議（COP）において、国際的な取り決めとして、輸入・国内産にかかわらず二酸化炭素の排出量には含めないこととされています。 そのため、木質バイオマス発電は、国の「第5次エネルギー基本計画」（平成30年7月閣議決定）においても再生可能エネルギーとして位置づけられており、本事業を推進することにより、パリ協定や、国の温室効果ガス排出削減目標、電気事業者の排出係数の目標値の達成に貢献できると考えています。
21	本計画の排出係数0.60kg-CO ₂ /kWhは、電気事業者の排出係数の目標値0.37kg-CO ₂ /kWhを大幅に上回っており、矛盾している。	5	
22	バイオマス混焼で排出係数が0.60kg-CO ₂ /kWhよりも低いとしているが、LNG火力であれば排出係数は0.39kg/kWh程度であり、それを大幅に上回っているのではないか。	1	
23	石炭火力発電は燃焼効率が悪いと思うが、天然ガス火力と比べてどうか。	1	
24	原子力の再稼働やCO ₂ 削減に係る世界の流れに逆行することなどにより、将来発電所が使えなくなるのではないか。	3	発電事業は長期に及ぶ事業であることから、ご意見にあるような将来予見されるリスクに対し、先見的に対応策を講じていくことで安定的な事業運営に努めていく考えです。
25	輸入バイオマスを使用することで温室効果ガスを増加させることにならないのか。 バイオマスを輸入する際に、輸送に係る二酸化炭素が排出されるのではないか。	4	燃料となる木質バイオマスは「カーボンニュートラル」となるため、国際的な取り決めとして、輸入・国内産にかかわらず二酸化炭素の排出量には含めないこととされています。 一方、ご指摘の点について、船舶による燃料輸送に伴い発生する二酸化炭素について予測を行うとともに、本事業では、バイオマス輸入に関して、大型船舶を利用して効率的に実施することで、海上輸送に伴う排出量をできる限り抑制するよう取り組んでまいります。
26	バイオマスを輸入することで再エネ導入の妨げとなるのではないか。	1	輸入バイオマスも、国の「第5次エネルギー基本計画」（平成30年7月閣議決定）において太陽光・風力や国産バイオマスと同様、再生可能エネルギーと位置付けられています。 また、地元企業と協力し、東北地域の未利用材もできる限り利用するよう検討を進めています。
27	CCS（二酸化炭素の回収・貯留技術）を導入しないのか。	1	燃料となる木質バイオマスは「カーボンニュートラル」となり、ライフサイクル全体で見ると二酸化炭素の量は増加しないこと、また、現在のところCCSは技術的に未確立のため本事業における導入は計画しておりません。

No.	市民等の意見	意見数	事業者の見解
28	山本環境大臣は、「規模に関係なく、石炭火力発電所には非常に懐疑的」とコメントするなど、石炭火力発電所の建設に対しては事業者に厳しい意見やコメントを発信し続けているが、この点について、どのように考えているのか。	1	本事業は、木質バイオマス専焼の発電事業に計画変更しました。 今後とも、住民の皆さまが計画に対して反対や不安のご意見があることを十分に認識しつつ、できる限りの環境影響負荷低減に努めてまいりますので、ご理解のほどお願いします。
29	環境省が「石炭火力は極めて高い経営リスクを伴う」と警告しているにもかかわらず、何故住民の反対に抗して発電所建設を進めなのか。	1	
30	発電された電気はどの地域に送電され消費されるのか。販売先はどこか。他地域に販売するなら、送電ロスも発生するのではないか。	13	発電した電気は、固定価格買取制度に基づき全量を東北電力に販売する計画としており、首都圏への売電は想定していません。 燃料として使用する木質バイオマスについては、供給安定性の課題等から主として輸入材を使用する予定ですが、地元企業と協力し東北地域の未利用材等も可能な限り利用するよう検討を進めています。
31	発電した電気の7割は他の地域へ売る。 また、バイオマスも輸入する計画となっている。 このような計画で電力の地産地消といえるか。	4	
32	東北での電力は十分に間に合っている。	7	国や自治体・産業界・国民が一体となって地球温暖化問題に対応していくとの方針の下、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた幅広い取り組みが一層求められているところです。 再生可能エネルギーの中でも特にバイオマス発電はベースロード電源に区分されるため、本事業により発電した電気は、固定価格買取制度に基づき東北電力に全量販売することを通じて東北電力のベースロード電源の一部として地域住民の皆さまへの安定的な電力供給に貢献できると考えています。
33	東北の電気は、東北電力によって賄われており、それで十分だ。	3	
34	東日本でベースロード電源が不足していると説明している根拠を示すこと。	8	本事業は、木質バイオマス専焼の発電事業に計画変更しました。 なお、国の「長期エネルギー需給見通し(エネルギー ミックス)」(平成27年7月)においては、2030年度時点におけるベースロード電源(石炭、水力、原子力、地熱、バイオマス)の比率を56%とすることを目安としています。 一方、電力広域的運営推進機関が公表した資料によると、東日本地域においては、震災前には電力供給の5割以上がベースロード電源による発電で賄われておりましたが、震災後は原子力の再稼働が進んでいないことなどにより3割程度となっており、ベースロード電源が不足している状況にあります。

No.	市民等の意見	意見数	事業者の見解
35	石炭をベースロード電源としているのは日本だけではないか。	1	<p>本事業は、木質バイオマス専焼の発電事業に計画変更しました。</p> <p>なお、各国の発電電力量の構成は当該国におけるエネルギー事情を反映して異なりますが、IEA（国際エネルギー機関）の資料（数字はいずれも2016年時点）によると、石炭資源が賦存している米国（約32%）、ドイツ（約43%）、中国（約69%）、インド（約75%）等では、石炭を主なベースロード電源として活用している状況にあります。</p>
36	首都圏における電力需給状況の現状と将来について、どのように考えているか。	2	<p>2019年1月に電力広域的運営推進機関が公表した資料によると、首都圏においては2026年度までの10年間において電力最大需要が概ね横ばいで推移する見通しとなっています。</p> <p>これに対し首都圏では電源の新增設や他地域からの電力融通等により供給予備率を確保する予定ですが、短期的にはこれらの対策を実施しても、供給予備率は電力の安定供給のために必要とされる最低水準の8%にとどまる見通しとなっています。</p>
37	木質バイオマスは、どこから、どういったものを輸入するのか。	3	<p>本事業では、木質ペレット（森林の育成過程で発生する間伐材等の未利用材や製材副産物材等を円筒状に圧縮成型したもの）を中心に、一部木質チップ（森林の育成過程で発生する間伐材等の未利用材や製材副産物材等を破碎したもの）またはPKS（パーム椰子の実の種の殻の部分で、パーム油を生産する過程で発生する農作物残さ）等を使用する計画です。</p> <p>主燃料である木質ペレットはトレーサビリティ（由来保証）が100%確実な輸入資源（主として北米からの輸入を計画）とし、違法伐採による森林機能の喪失を回避することで、地球規模での温暖化防止と自然環境の保全に対応します。</p> <p>また、東北地域の未利用材等も可能な限り利用するよう林業事業者と具体的な協議を進めているところです。</p>
38	木質ペレットを使用することで森林破壊に繋がるのではないか。	2	
39	火力発電所の稼働期間中、バイオマス比率30%を確実に継続できるのか。	2	<p>住友商事グループがこれまで培った発電事業及び燃料事業の双方の知見を活かし、燃料とする木質バイオマスについては信頼できる海外の供給事業者と長期契約を締結すること等により安定的に調達し、発電設備の適切な運用・維持に努めます。</p>

No.	市民等の意見	意見数	事業者の見解
40	バイオマス及び石炭の船から揚げる際の荷役方法を説明してもらいたい。	1	本事業は、木質バイオマス専焼の発電事業に計画変更したため、石炭は使用しません。 主な木質バイオマス燃料である木質ペレットについては、仙台塩釜港（仙台港区）に接岸された船舶からアンローダ（燃料荷揚設備）で陸揚げした後、粉じん飛散対策を施した密閉型コンベアにて密閉型ドームである燃料貯蔵設備に搬送し一時貯蔵します。燃料貯蔵設備から計画地への搬送においても、粉じん飛散対策を施した密閉型コンベアを使用して計画地に搬送する計画です。
41	石炭の運搬方法ルートについて詳細に説明してもらいたい。	1	地域の未利用材等については、トラックでの陸上輸送が必要となりますが、粉じん飛散や渋滞が発生しないよう、燃料輸送会社及び周辺企業と十分に協議した上で取り進める考えです。
42	隣接する岸壁は公共だが専用に使用するのか。 また護岸には船はつくれないのではないか。 燃料を陸上輸送するのであれば通行の渋滞対策はどのように考えているのか。	1	なお、公共岸壁を専有する予定は無く、燃料の荷揚げで発電所に隣接する岸壁（護岸）を使用する計画もありません。
43	石炭はどこから輸入するか。また、どのような種類、どのような質の石炭か？	3	
44	住友商事が投資したオーストラリア石炭開発事業で入手した石炭を燃料にする予定か。	1	
45	宮城県、仙台市にどのような効果があるのか。 市及び県への雇用効果や固定資産税額など、具体的に教えてもらいたい。	4	本事業では仙台市に発電事業を行う新会社を設立する計画としています。本事業の実施により、「固定資産税や法人事業税等の税収増」、「発電所の建設・運転期間中の雇用拡大」、「発電所の運転に必要な資機材等の調達による消費拡大」、「港湾関連を含めた地元企業の雇用拡大」、「工業用水の活用」等を通じて地域経済に貢献したいと考えています。 項目毎の具体的な数値については詳細が未確定であり現時点でお示しできないものがございますが、例えば「発電所の建設・運転期間中の雇用拡大」では、建設中のピーク時に約600～700名、運転開始後の定期点検時に約100～250名を現状想定しております。また、「工業用水の活用」では、発電所使用量として約9,000m ³ /日（日平均）を計画しています。
46	仙台市の周辺自治体における住民説明会は実施しないのか。	3	今回の環境影響評価については、仙台市環境影響評価条例に基づくものですが、調査・予測・評価を行った関係地域には、仙台市周辺の多賀城市、塩竈市、七ヶ浜町、利府町も含んでいます。
47	近隣住民全てに対してアンケートを実施するべきではないか。	1	方法書に関する住民説明会については、計画地近傍並びに多賀城市等周辺市町からアクセスの利便性を考慮し、事前に関係地域等に対して新聞公告及び折込チラシにより開催の周知を行った上で、仙台市内の2ヶ所で実施しました。また、方法書については2017年3月14日～4月13日の間縦覧に供し、広く住民の皆さまからのご質問・ご意見をいただきました。
48	仙台市の周辺自治体における環境アセスメントは実施しないのか。	1	準備書に関する住民説明会を開催し、環境影響評価の結果について丁寧に説明してまいります。
49	近隣の市町と合意が必要ではないのか。	2	なお、仙台市、宮城県に加え多賀城市、塩竈市、七ヶ浜町、利府町、名取市の七自治体とは、今後、宮城県公害防止条例に基づき、公害防止協定を締結することになります。

No.	市民等の意見	意見数	事業者の見解
50	四国電力の社是とSDGs(持続可能な開発目標)の関係について説明してもらいたい。	2	<p>SDGs(持続可能な開発目標)で掲げられている社会的な課題に対し事業活動を通じてどのように取り組んでいくかが問われている状況において、住友商事グループでは社会とともに持続的に成長するとの経営理念を改めて表現することを目的として、優先的に取り組むべき重要な課題をマテリアリティ(重要課題)として特定しました。</p> <p>本事業については、再生可能エネルギーの普及・拡大、安全で安定的なエネルギーの供給、地域及び環境に配慮した取り組みによる持続可能な社会への貢献等を通じ、マテリアリティ(重要課題)の中でも特に「地球環境との共生」及び「地域と産業の発展への貢献」に資する事業にしたいと考えています。</p>
51	四国電力に対するノルウェー年金基金の融資取りやめをどのように受け止めているのか。	1	何を投資対象とするかについては、投資家によって価値基準が千差万別であるため、一投資家のご判断について個別にコメントすることは差し控えます。
52	英国の送電会社「ナショナルグリッド」が電力源として石炭火力に頼らない送電を達成したが、同じような企業努力が必要ではないか。	1	<p>本事業は、木質バイオマス専焼の発電事業に計画変更しました。</p> <p>なお、ナショナルグリッドが、24時間連続して石炭火力からの送電を受けないで電力供給を実施することができた背景には、21%の電力を原子力で賄えたことや6%の電力を輸入することができたことなど、現在の我が国における電力供給を巡る環境とは異なる事情もあります。</p>
53	本事業の計画は何時から始まっており土地の取得、価格、建設工事の状況はどうなっているか。また事業主体はどこで、出資比率はどうなっているか。	4	2016年当初から検討を始めており、計画地については所有者から長期借地すべく交渉を進めています。事業主体は住友商事が出資する発電事業会社を仙台市に設立する予定ですが、パートナーとの協働を含め、現時点で詳細は決まっておりません。
54	排熱の有効利用について、どのように考えているのか。	2	近隣の工場等には十分な熱需要がないことから現時点では熱供給は計画しておりませんが、効率の高い発電設備を採用することでできる限りエネルギー資源の有効利用を図ります。
55	各石炭火力発電所の排出ガスに関する推定値が違うのはなぜか。	1	<p>各発電所の排出ガス濃度の違いは設備も含むそれぞれの環境対策の違いから生じるものと推測されます。</p> <p>本事業では、環境への影響を考慮し、国内における同種・同規模のプラントとしては、最高水準の排出濃度値を達成することとしています。</p>
56	宮城県や仙台市からの誘致はあったのか。	2	宮城県や仙台市からの誘致の事実は一切ありません。
57	仙台市長は環境汚染リスクをどのように考えているのか。	1	事業者が回答する立場にございませんが、事業者としては計画に対して反対や不安のご意見があることも十分に認識しつつ、環境負荷の低減のための対策をできる限り反映して計画を推進してまいりますので、ご理解のほどお願いします。
58	知事、市長による建設差し止めはないのか。	1	

No.	市民等の意見	意見数	事業者の見解
59	5km圏内の人口及び世帯数はどれくらいか。	2	<p>5km圏内の正確な世帯数・人口は確認できませんが、2017年度の調査「平成29年 住民基本台帳に基づく宮城県の人口移動調査年報」(平成30年、宮城県)によると、本事業による環境影響が想定される発電所から10kmの圏内に存在する各区市町の世帯数・人口は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市宮城野区 (92,006世帯、189,777人) ・仙台市若林区 (65,046世帯、134,919人) ・塩竈市 (23,417世帯、54,873人) ・多賀城市 (26,614世帯、62,474人) ・七ヶ浜町 (6,632世帯、18,983人) ・利府町 (13,191世帯、36,250人)
60	なぜ、出力11万2,000kWなのか。国の環境影響評価（アセスメント）逃れではないのか。	1	発電出力については、計画地周辺の送電線の容量、安定的に調達できる燃料使用量、大型の船が入港できる港湾インフラ、燃料を保管するためのスペース、工業用水の確保、設備メーカーの仕様等を総合的に判断して選定しました。
61	環境影響評価手続きのスケジュールは、どのようにになっているのか。	1	<p>これまで、環境影響評価手続きの最初の段階である「方法書」を提出し、説明会の開催や意見の募集を行うとともに仙台市環境影響評価審査会による答申も踏まえ、「方法書」に対する市長意見が述べられました。</p> <p>今般、当該市長意見等を踏まえ、事業計画を変更するとともに、詳細な現地調査や予測・評価を実施し、その結果を「準備書」としてとりまとめました。今後、「準備書」手続きにおいても、「方法書」と同様に、説明会の開催や意見の募集を行うとともに、審査会での審議が実施されます。以上のプロセスを経て最終的に「環境影響評価書」として取りまとめ、本事業の計画に反映することとなります。今後のスケジュールにつきましてはそれぞれのプロセスの進捗次第となりますので、ご理解のほどお願いします。</p>
62	環境影響評価の方法（計画）は設置者都合だけで決めたものであり、計画は認められない。	1	方法書は、仙台市環境影響評価条例の規定等に基づき作成しており、環境影響評価の項目・手法は事業者の判断だけで決めるものではありません。有識者で構成される審査会からの答申を踏まえた、方法書に対する市長意見を考慮し、決定しています。
63	環境アセスの結果を真摯に且つ丁寧に住民に説明されることによって一流企業の社会的責任を果たすこと。	1	今後も、環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続きを適切に実施し、住民の皆さんにご理解いただけるよう丁寧にご説明してまいります。
64	方法書の縦覧に期限を設けるべきではない。	1	方法書の縦覧期間は、仙台市環境影響評価条例に基づくものです。方法書については、縦覧期間後も引き続き仙台市のホームページに掲載されています。
65	過去の石炭火力との比較には意味がないのではないか。	2	<p>本事業では、木質バイオマス専焼の発電事業に計画変更しました。</p> <p>なお、方法書においては、国の「第4次エネルギー基本計画」(平成26年4月閣議決定)で、石炭火力発電所は環境負荷を低減しつつ活用していく重要なベースロード電源の一つと位置付けており、方法書時点における本計画が発電効率、二酸化炭素の排出原単位の点で、環境に配慮したものであることをお示しました。</p>

No.	市民等の意見	意見数	事業者の見解
66	計画地から1kmの範囲内には、多賀城市内の住宅が含まれるのではないか。	1	計画地から最も近い住居地までの距離は、約1.1kmとなっています。 計画地は工業専用地域であり、市街地や居住地とは一定の距離が離れており、事業に起因する環境影響を低減できる立地だと考えています。また、同種同規模のプラントの中で国内最高水準の環境対策を講じることにより、周辺環境への影響を可能な限り低減するとともに、環境影響に対する懸念や不安に対して、できる限り丁寧にご説明してまいりたいと考えています。
67	計画地は、市街地や住居から少ししか離れていない。	2	計画地は、市街地や住居から少ししか離れていない。
68	計画地から半径1kmの範囲外にも影響があるのではないか。	2	全ての環境影響評価項目において、計画地周辺1kmの範囲内を対象としているものではなく、大気質については、半径10kmの範囲内を対象としています。 また、距離が離れるに従い影響が小さくなる騒音、振動、低周波音についても、現状把握のため、計画地における調査に加え、計画地に直近の住居地付近（計画地より西北西約1.1km）において調査を行いました。
69	仙台市総合計画2020との整合が図られていない。	1	仙台市総合計画「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020」で掲げる都市像の実現を図るために環境面の部門別計画として位置づけられている「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画2011-2020（改定版）」（平成28年3月、仙台市）においては、バイオマスを利用した発電を促進するとされています。 本事業では、地域の未利用材等も可能な限り利用するよう林業事業者と具体的な協議を進めるとともに、同プランに掲げる土地利用に対する配慮の指針を考慮し、大気汚染対策、水質保全対策など、できる限り環境負荷の低減に努めていく計画としています。
70	亜臨界圧式のボイラは50年代の古い技術ではないのか。	1	本事業は、木質バイオマス専焼の発電事業に計画変更したため、ボイラについても見直しを行いました。具体的には、多様な木質バイオマス燃料に対する適応性が高いことに加え、バイオマス専焼用ボイラとしては高効率かつ環境負荷が低い設備である循環流動層ボイラを採用することとしました。
71	環境影響評価の結果によっては環境影響をさらに低減するための設備対策を行うのか。	1	本事業は、方法書に対する市長意見を踏まえ、木質バイオマス専焼の発電事業に計画変更しました。また、環境への影響を考慮し、国内における同種・同規模のプラントとしては、最高水準の排出ガス濃度値を達成するよう設備の強化を図るなど、可能な限り環境負荷低減に取り組む計画としています。 今後も環境影響評価審査会における審議の結果等を踏まえ、適切に対処してまいります。
72	近隣企業は建設時には安全・安心と言っていたが、毎年2、3回は事故やトラブルを起こしており心配だ。	1	近隣の皆さんにご迷惑をおかけしないことを肝に銘じ、安全で安心な発電所の運転を心掛けてまいります。

No.	市民等の意見	意見数	事業者の見解
73	どのような地震対策をするのか。	1	本事業における発電設備の主要な構造物は、電気事業法等の法令に基づき適切に耐震設計を行い、必要に応じて構造物の基礎を杭基礎とする、軟弱な地盤の場合は地盤改良を行う等、地震動に耐え得る構造とする計画です。また、地震発生時等の災害に備え、必要となる組織、連絡体制、避難経路の確保等防災体制を確立する等、万全の安全対策を講じる計画です。
74	どのような津波対策をするのか。	2	<p>現在建設予定地周辺においては、津波レベル1（數十年から百数十年に1度の津波）に対応できるよう、津波防潮堤の建設が進められています。</p> <p>また、東日本大震災のような津波レベル2に対しては、速やかに設備の停止・隔離操作を実施して被害範囲を極小化するとともに、人命を守ることを最優先として、必要な組織・連絡体制・避難経路の確保等の防災体制を構築することとします。</p> <p>なお、津波襲来時においては、設備の停止等の操作を行うことにより、できる限り外部への環境影響を生じないよう対応してまいります。</p>
75	説明会には経営責任者が説明に来て、住民の声を直接聞くべき。	1	仙台市環境影響評価条例に基づく説明会では、本事業検討の責任者がご説明させていただきました。また、皆さまから頂戴したご質問・ご意見については、社内でも共有していますので、ご理解のほどお願いします。
76	質問内容を環境影響評価に関する内容に限定するのは何故か。	1	仙台市環境影響評価条例に基づく手続きの一環として、方法書の内容に関し「環境の保全及び創造の見地」からの意見を募っていたものですが、直接的に環境影響評価に関連する内容以外のご意見・ご質問についても、できる限り丁寧にお答えしたいと考えています。
77	説明会における質問の範囲を、「創造の見地」と限定しているのはおかしいのではないか。	1	なお、「創造の見地」とは、環境への影響を回避し、または低減することが困難である場合に、損なわれる環境の代償として講じられる環境の創出を行うといった観点という意味です。
78	質問範囲となっている「創造の見地」とはどういう意味か。	1	方法書の説明会は事業者が行うものであり、説明者側として土地所有者の参加はありません。また傍聴者としての参加ということであれば土地所有者が参加したかどうかは把握しておりません。
79	建設予定地の所有者は方法書説明会に来ていないのか。	1	方法書の説明会は、仙台市環境影響評価条例に基づき、事業者が実施したものであり、説明会実施に係る費用については、全額を事業者が負担しています。
80	この説明会のイベント屋は誰で、イベント料はいくらだったのか。	2	ご質問の意図が解りかねますし、方法書に関するご質問とは思えませんのでお答えしかねます。
81	説明会にいる黒背広集団は反社会的集団なのか。	1	

表 3.1-1(2) 方法書への市民等の意見に対する事業者の見解（大気環境）

No.	市民等の意見	意見数	事業者の見解
1	多賀城市や七ヶ浜町等でも大気質の調査をすべき。	17	ご意見を踏まえ、計画地での現地調査に加え、以下の3地点において、着工までに四季の現地調査を行うことにより、今後、施設稼働後の事後調査を行う際に比較できるように準備します。また、調査結果については、発電事業者のホームページや環境アセスメントの事後調査報告書で公表します。
2	調査地点に住宅地や学校がないのはなぜか。	2	
3	新たに排出されるのだから、全域で均等に測定して公表すべきである。	1	<ul style="list-style-type: none"> ①多賀城市（市内に測定局が存在しない。排出ガスの最大着地濃度地点付近であり、周辺に学校、住居等が存在） ②七ヶ浜町（町内に測定局が存在しない。町内における計画地に直近の住居地） ③仙台市蒲生干潟付近
4	PM2.5は人体に影響があるのではないか。	2	<p>微小粒子状物質（PM2.5）については、環境影響評価項目として選定しており、計画地及びその周辺のバックグラウンド濃度を把握するとともに、調査結果に基づき大気質への影響についての定性的な予測・評価を実施しました。</p> <p>その結果、現況の微小粒子状物質濃度の四季平均値は$10 \mu\text{g}/\text{m}^3$、日平均値の最高値は$27 \mu\text{g}/\text{m}^3$であり、調査期間において環境基準（1日平均値が$35 \mu\text{g}/\text{m}^3$以下）を下回っていました。</p> <p>微小粒子状物質は、大気中での化学反応により生成する二次生成粒子の寄与が大きく、二次生成粒子は大気中の挙動が複雑であり、原因物質の排出源が多様であること等から、現段階では精度をもった予測は困難であるとされていますが、本事業では、微小粒子状物質の発生原因となる可能性のある窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじんの排出に対して、国内における同種・同規模のプラントとしては、最高水準の排出ガス濃度値を達成するよう対策を実施することから、本事業による微小粒子状物質の影響は少ないものと予測されました。</p> <p>なお、施設稼働前後も現地調査を行うことにより、本事業による影響を適切に検証する考えです。</p>
5	PM2.5についても、環境影響評価項目として追加すべき。	4	
6	火力発電所の操業に伴い発生する高濃度の光化学オキシダントによる健康影響はないのか。	1	光化学オキシダントは、工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素類が太陽光線を受け、光化学反応を起こすことにより発生するとされていますが、その生成のメカニズムは、未だ詳細には解明されていません。このため光化学オキシダントの原因物質の1つである窒素酸化物について、予測・評価を実施しました。その結果、施設の稼働に伴う二酸化窒素の年平均値の最大着地濃度はバックグラウンド濃度の0.1～1.6%程度と低い値であり、環境基準を満足し健康に影響を与えないレベルであることを確認しています。

No.	市民等の意見	意見数	事業者の見解
7	大気汚染物質の拡散について、どのようにシミュレーション結果を予想しているのか。	1	本事業による大気質への影響についてシミュレーション予測を行った結果、年平均値の最大着地濃度は、二酸化窒素が0.00020ppm、二酸化硫黄が0.00010ppm、浮遊粒子状物質が0.000050mg/m ³ であり、各予測地点の予測結果は、バックグラウンド濃度の0.0~8.3%と低い値であることを確認しています。
8	仙台港のようなところでは、單なる理論計算のみで、逆転層発生時の大気汚染物質の濃度を推定することはできない。	1	大気質の予測は、気象データ等を整理・解析した上で、逆転層発生時等の特殊気象が確認される条件下における予測も実施しました。 逆転層発生時等における予測については、八木山測定局の測定データ等を元に感度解析を行い、複数の逆転層等の発生条件を踏まえた予測を実施しました。
9	黒川郡まで大気質の予測範囲を拡大することは可能か。	1	大気質の予測地域については、大気質の変化が想定される地域としています。 大気質の変化が想定される地域は、排出ガスに伴う大気汚染物質の最大着地濃度地点について安全側に立った計算方法（最大着地濃度がより遠く算出されるサットン式による計算）により算出（計画地より約5kmの距離）し、さらに、この距離の2倍程度を包含する範囲として、調査範囲と同じく計画地を中心とした半径約10kmの範囲を設定しており、黒川郡までは予測範囲としておりませんので、ご理解のほどお願いします。
10	大気汚染の健康影響は、年平均値だけでは判断できない。	1	大気質の予測については、年平均値のみならず、1時間値の最大値、日平均値の年間98%値等も実施しました。 また、逆転層出現時、内部境界層発達によるフュミゲーション発生時、煙突ダウンウォッシュ及び建物ダウンウォッシュの特殊条件下についても予測を行いました。
11	排出ガス（SO ₂ 、NO ₂ など）の常時監視を行うとしているが、情報は開示されるのか。公表方法を明らかにしてもらいたい。	2	煙突から排出する硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんについては発電所の運転を正常に制御するために自主的に常時監視を実施する計画です。この結果を随時公表することは、データ量が膨大になることやシステム対応上の課題もあります。 したがって、排出ガス濃度に関しては、大気汚染防止法等に基づき、2ヶ月に1回の頻度で測定することに加え、毎月の測定を実施し、測定結果を本事業の発電事業会社ホームページで公表することとし、その内容を環境保全措置として準備書に記載しました。
12	SOx、NOx、SPMや有害物質の年間の排出量を示してもらいたい。	1	本事業は、木質バイオマス専焼に計画変更したため、石炭燃焼に由来する重金属類等の有害物質は排出しません。また、木質バイオマス自体が硫黄分をほとんど含有しないために硫黄酸化物の発生抑制にもつながっています。 なお、本事業による大気汚染物質の年間排出量は、硫黄酸化物が約6.5万m ³ N、窒素酸化物が約14万m ³ N、ばいじんが約34tと予測しています。

No.	市民等の意見	意見数	事業者の見解
13	木質バイオマス及び石炭の保管計画及び粉じん対策について、どのように考えているのか。	2	本事業は、木質バイオマス専焼の発電事業に計画変更したため、石炭は使用しません。 主な木質バイオマス燃料である木質ペレットについては、仙台塩釜港（仙台港区）に接岸された船舶からアンローダ（燃料荷揚設備）で陸揚げした後、粉じん飛散対策を施した密閉型コンベアにて密閉型ドームである燃料貯蔵設備に搬送し一時貯蔵します。燃料貯蔵設備から計画地への搬送においても、粉じん飛散対策を施した密閉型コンベアを使用して計画地に搬送する計画です。
14	石炭置場において発生する粉じんについて、どのように対策するのか。	1	
15	気象条件によっては、石炭を船から揚げる際、粉じんが飛散するのではないか。	1	
16	燃料の船揚げ作業に伴い発生する粉じんによる大気環境への影響について調査を行うのか。	1	地域の未利用材等については、トラックでの陸上輸送が必要となりますが、粉じん飛散や渋滞が発生しないよう、燃料輸送会社及び周辺企業と十分に協議した上で取り進める考えです。

表 3.1-1(3) 方法書への市民等の意見に対する事業者の見解（水環境、土壤環境）

No.	市民等の意見	意見数	事業者の見解
1	石炭運搬船から仙台港に排出されるバラスト水による水質や海生生物への影響について、どのように対策するのか。	1	バラスト水は荷積みを行う港で排出します。燃料である木質バイオマスは主に海外から輸入することから、荷卸しを行う仙台港では、バラスト水を排出することはあります。
2	地球規模で考えた場合、海水温1°Cの上昇は問題ないのか。	1	事前予測の結果、海水温が1°C上昇する範囲は、排水口の極めて近傍の範囲にとどまっており、地球規模での影響はないものと考えています。

表 3.1-1(4) 方法書への市民等の意見に対する事業者の見解（植物、動物、生態系）

No.	市民等の意見	意見数	事業者の見解
1	大気汚染物質等による蒲生干潟等の動植物や生態系への影響も調査・予測・評価すべき。	19	方法書に対する市長意見を踏まえ、供用による影響（施設の稼働）の動物、植物（蒲生干潟）を環境影響評価項目として選定し、蒲生干潟に生息・生育する動植物について現況把握を行った上で、大気質及び水質の予測結果を基に蒲生干潟における動植物への影響を予測しました。
2	蒲生干潟に生息する底生動物の希少種についても影響を評価すべき。	2	
3	大気汚染物質の排出に伴い発生する酸性雨が、蒲生地区の貴重な植生に与える影響についても評価すべき。	1	施設の稼働に伴う大気質の環境濃度は、ほとんど変化しないと予測されるとともに、施設の稼働に伴う排水による水質変化が想定される範囲は、計画地の排水口より約59~94mであり、計画地より約2km以上離れている蒲生干潟には排水の影響は及ばないと予測されました。そのため、本事業の稼働による蒲生干潟に生息する動植物への影響はほとんどないと予測されました。
4	蒲生干潟周辺で繁殖しているサギ類のコロニーに与える影響についても評価すべき。	2	

No.	市民等の意見	意見数	事業者の見解
5	動植物や生態系への影響が生じないと判断した根拠を示してもらいたい。	2	本事業による排出ガスについては、国内最高水準の環境保全対策を実施することにより、施設の稼働に伴う大気質の環境濃度は、ほとんど変化しないと予測しています。また、発電所から排出する排水による水質変化が想定される範囲は、計画地の排水口より約59～94mであり、周辺の動植物に対する影響はほとんどないと予測されました。
6	排出ガスによる住民のペットへの影響について調査してもらいたい。調査方法を具体的に示してもらいたい。	4	
7	周辺住民が飼育するペットへの大気汚染による影響に対し、補償するのか。	1	今後とも、環境影響評価の手続きを着実に進め、住民の皆さまに対して、できる限り丁寧にご説明してまいりたいと考えています。
8	計画地周辺のハヤブサの生息地への影響について、調査すべき。	2	
9	松島・加瀬沼・塩釜神社の桜への影響はないのか。	1	

表 3.1-1(5) 方法書への市民等の意見に対する事業者の見解（景観・自然との触れ合いの場）

No.	市民等の意見	意見数	事業者の見解
1	なし	—	—

表 3.1-1(6) 方法書への市民等の意見に対する事業者の見解（廃棄物等、温室効果ガス）

No.	市民等の意見	意見数	事業者の見解
1	発電に伴い発生するバイオマス燃焼灰を含む灰等の廃棄物の処理はどのように行うのか。	4	発生した木質バイオマス燃焼灰は、路盤材原料等として可能な限り有効利用を図るべく、路盤材工場を始めとする複数事業者との間で引取りについて事前協議を実施しているところであり、今後、事業計画の進捗に合わせ、引取り時期や条件等について具体的な協議を実施していくこととしています。 また、有効利用が困難な廃棄物については、法律に基づき適正に処理します。
2	CO ₂ を環境影響評価項目の重点項目にすべき。	2	本事業は、木質バイオマス専焼の発電事業に計画変更しました。燃料となる木質バイオマスは「カーボンニュートラル」となるため、国際的な取り決めとして、二酸化炭素の排出量には含めないこととされていることから、環境影響評価項目として選定しないこととしました。
3	CO ₂ (石炭専焼及び石炭・バイオマス混焼時) の年間の排出量を示してもらいたい。	3	
4	CO ₂ の年間排出量が軽微とは言えない場合、そのミティゲーションについて、どのように考えているのか。	1	今後も、地域の未利用材等を可能な限り利用するなど、更なる環境負荷低減に努めてまいります。
5	CO ₂ による温暖化への影響が懸念される。	2	
6	四国電力は地球温暖化についてどう考えているのか。	1	

No.	市民等の意見	意見数	事業者の見解
7	実行可能な範囲でCO ₂ 排出による環境負荷を回避または低減されているか具体的な判断基準を示すべき。	1	
8	冷却塔により、周囲の気温を上げることで、地球温暖化を進めることになるのではないか。	1	「2014年度発電所環境審査調査（陸域調査）」（2015年3月、一般財団法人電力中央研究所）によると、大型の湿式機械通風式冷却塔からの温風の環境影響について、実際に測定をして評価した結果、「冷却塔から排出される温風が地表面近傍の環境に影響を及ぼすことはほとんどないことがわかる」と示されており、周辺への影響はほとんどないものと考えています。

3.1.2 市長意見に対する事業者の見解

2017年8月17日に示された方法書への市長意見に対する事業者の見解は、表3.1-2・3に示すとおりである。

表 3.1-2 方法書への市長意見に対する事業者の見解(はじめに・全体事項)

No.	市長意見	事業者の見解	記載箇所
1	<p>本事業は、石炭火力発電所に対する本市の環境影響評価制度の見直し後、初の適用となる事案であり、本事業に係る環境影響評価方法書に対しては386件もの意見が提出されるなど多くの市民が関心を寄せている。</p> <p>このうち、事業計画に係る意見は296件あり、本事業に反対する意見が多く見られたが、その根底にあるものは、環境負荷の高い石炭火力発電所が被災地に建設されることへの憤りである。また、計画地周辺には多くの住宅地や学校等が存在することもあり、排出ガスに含まれるPM2.5や水銀等による健康被害への懸念も示されている。</p> <p>事業者は、これらを重く受け止め、木質バイオマスを30%以上混焼する計画を確実に実行することはもとより、可能な限りその割合を高めるなど、二酸化炭素の排出抑制により一層努めるとともに、稼働前後の現地調査による影響の検証や、燃料の产地・性状の公表などにも取り組み、市民の不安払拭に最大限努める必要がある。</p> <p>「杜の都・仙台」の良好な環境を保全し、将来へと継承していくことは、多くの市民が強く願うところであり、事業者はこの地で事業を行う者として、ともにこの願いを共有し、常に最善の方策を検討し、実行していくことを強く期待する。</p> <p>本事業を進めるに当たっては、石炭火力発電所を巡る国内外の状況を注視し、将来予見されるリスクに対し、先見的に対応策を講じるとともに、影響が及ぶと想定される周辺自治体の住民や漁業関係者を含め、市民に対し、環境影響評価の結果等について丁寧な説明を行い、不安の払拭に努めること。</p>	<p>本事業は、方法書に対する市長意見及び「杜の都・仙台のきれいな空気と水と緑を守るためにの指導方針」（平成29年12月、仙台市）による石炭火力発電所の立地自粛に関する方針が示されたことを重く受け止め、再生可能エネルギーである木質バイオマス専焼の発電事業に計画変更しました。</p> <p>発電した電力については、固定価格買取制度に基づき全量を東北電力に販売することとしており、仙台市における再生可能エネルギーの導入促進及び温室効果ガス削減に資するとともに、クリーンで安定的な分散型電源として防災力の向上にも寄与するものと考えております。</p> <p>また、東北地域の木材資源の利用拡大を通じた林業振興への貢献、災害時に避難する防災拠点としての活用、バイオマス発電所見学を通じた環境教育の推進等を通じて地域に貢献し、地域の一員として、地域との共生を図りたいと考えております。</p> <p>一方、計画に対して反対や不安のご意見があることも十分に認識しつつ、稼働前後の現地調査による影響検証や、燃料の产地・性状の公表等の取り組みを通じて、市民の皆さまの不安払拭に努めるとともに、「杜の都・仙台」の良好な環境の保全に向けて、事業者として最大限取り組んでまいります。</p>	1.2.3 事業の目的

No.	市長意見	事業者の見解	記載箇所
2	<p>本事業においては、国内最高効率の発電設備の導入や木質バイオマスを混焼することにより、二酸化炭素の排出抑制に取り組んでいるものの、バイオマスの混焼割合を可能な限り高めるとともに、東北地域の未利用材の活用や施設内機器の省エネ化等、より一層の削減に取り組むこと。</p> <p>また、「電気事業における低炭素社会実行計画」に基づく2030年度の目標（排出係数0.37kg-CO₂/kWh）や、2050年までに80%削減という国の長期的な目標の達成に向か、本事業における取り組みに加え、事業者としての取り組みについて、環境影響評価準備書に示すこと。</p>	<p>本事業では、方法書に対する市長意見等を踏まえ、二酸化炭素に関する環境負荷が無い木質バイオマス専焼の発電事業に計画変更しました。本事業を推進することにより、国の温室効果ガス排出削減目標や、電気事業における目標の達成に貢献できると考えています。今後とも、地元企業と協力し東北地域の未利用材等を可能な限り利用するとともに、施設内機器の省エネ化等を図るなど、事業全体としての温室効果ガス排出削減に取り組んでまいります。</p> <p>なお、住友商事グループでは、マテリアリティ（重要課題）として「地球環境との共生」及び「地域と産業の発展への貢献」を掲げ、国内外における太陽光、風力、地熱、バイオマス発電事業の展開を通じ、再生可能エネルギーの普及拡大に取り組んできました。今後もこれまで十数年に亘り培った知見及びノウハウを活かし、中長期的な目線で再生可能エネルギー事業を更に拡大・推進するとともに、安全で安定的なエネルギーの供給と地域及び環境に配慮した取り組みを通じて持続可能な社会の実現に貢献していく考えです。</p>	1.2.3 事業の目的

表 3.1-3 方法書への市長意見に対する事業者の見解(個別事項)

No.	市長意見	事業者の見解	記載箇所
1	<p>(大気環境) 施設稼働に伴う排出ガスについては、住宅地等へ影響が及ぶ可能性があることから、最大着地濃度地点や大気測定局の設置状況等を勘案し、計画地周辺における現地調査地点を追加すること。</p>	<p>計画地での現地調査に加え、以下の3地点において、着工までに四季の現地調査を行うことにより、施設稼働後の事後調査を行いう際に比較できるように準備する計画です。また、調査結果については、発電事業者のホームページや環境影響評価手続きにおける事後調査報告書で公表します。</p> <p>①多賀城市（市内に測定局が存在しない。 排出ガスの最大着地濃度地点付近であり、周辺に学校、住居等が存在） ②七ヶ浜町（町内に測定局が存在しない。 町内における計画地に直近の住居地） ③仙台市蒲生干潟付近</p>	4.1.3 調査、予測及び評価の手法の変更

No.	市長意見	事業者の見解	記載箇所
2	<p>(大気環境) 施設稼働後の大気質への影響について、夏季の海風により内部境界層が形成されることを想定して予測・評価すること。</p> <p>また、内部境界層の形成時及び逆転層の出現時の予測にあたっては、必要に応じて計画地周辺の地形の影響を考慮するとともに、気象データを踏まえた具体的な予測条件を環境影響評価準備書に示すこと。</p>	<p>施設稼働後の大気質への影響については、夏季の海陸風等による内部境界層発生時及び逆転層発生時を想定し、八木山測定局の測定データ等を元に感度解析を行い、複数の発生条件を踏まえて予測しました。気象データを踏まえたこれらの予測条件については、具体的に準備書に記載しました。</p> <p>また、米国環境保護庁（EPA）のISC-ST3モデルにより、地形影響を考慮した予測も行い、影響がないことを確認しました。</p>	8.1 大気質
3	<p>(大気環境) 計画地周辺において先行して稼働予定の石炭火力発電所との大気質への複合影響について予測・評価するとともに、本事業による環境影響を適切に把握するため、当該発電所の稼働前後の気質の状況を調査すること。</p>	<p>計画地周辺において先行して稼働している仙台パワーステーションとの複合影響については、当該事業者と予測に必要となる情報提供に関して協議を行い、得られた情報を詳細に確認した上で、本事業との重畠影響について予測・評価を行いました。</p> <p>その結果、大気汚染物質年平均値の最大着地濃度は、二酸化窒素が0.00102ppm、二酸化硫黄が0.00089ppm、浮遊粒子状物質が0.00046mg/m³であり、いずれもバックグラウンド濃度を加えた将来環境濃度は、環境基準値等を満足することを確認しています。</p> <p>また、仙台パワーステーションの稼働前後における大気質の状況については、以下の3地点において大気質調査を実施し、調査結果については、発電事業者のホームページや環境影響評価手続きにおける事後調査報告書で公表します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①多賀城市（市内に測定局が存在しない。排出ガスの最大着地濃度地点付近であり、周辺に学校、住居等が存在） ②七ヶ浜町（町内に測定局が存在しない。町内における計画地に直近の住居地） ③仙台市蒲生干潟付近 	8.1 大気質 11. 事後調査計画
4	<p>(大気環境) 微小粒子状物質(PM2.5)について、予測手法等に関する国の検討状況や最新の知見を注視し、今後、環境影響評価に係る具体的な予測手法が確立された場合には、適切に対応すること。</p>	<p>環境省によれば、微小粒子状物質(PM2.5)は、大気中での化学反応により生成する二次生成粒子の寄与が大きいが、二次生成粒子は大気中での挙動が複雑であり、原因物質の排出源が多様であること等から、現段階では精度をもった予測は困難であるとされています。そのため、本事業においては、計画地及びその周辺におけるバックグラウンド濃度の把握や、その調査結果に基づく大気質への影響についての定性的な予測・評価を実施しました。また、施設稼働後も現地調査を行うことにより、本事業による影響を適切に検証する考えです。</p> <p>引き続き国の検討状況や最新の知見を注視し、予測手法が確立された場合には、評価書において適切に対応します。</p>	8.1 大気質 8.1.4 評価

No.	市長意見	事業者の見解	記載箇所
5	(大気環境) 煙突からの排出ガス濃度を公表すること。	煙突から排出する硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんの濃度等に関わる自動測定装置を設置し常時監視を実施する計画です。この結果を随時公表することは、データ量が膨大になることやシステム対応上の課題もあることから、排出ガス濃度に関しては大気汚染防止法等に基づき2ヶ月に1回の頻度で測定することに加えて毎月の測定を実施し、測定結果を本事業の発電事業会社ホームページで公表することとします。	1.3.7 ばい煙に関する事項 1.5 環境の保全及び創造等に係る方針
6	(大気環境) 計画地から最も近い住居地を対象として、施設の稼働前後の騒音、振動、低周波音の調査を実施し、本事業による影響について確認すること。	計画地に直近の住居地付近(計画地より西北西約1.1km)において、施設の稼働前後に騒音、振動及び低周波音の調査を行い、本事業による影響を確認します。その結果については、事後調査報告書にてお示します。	11. 事後調査計画
7	(水環境) 本事業は日平均で約1,600m ³ の排水を海域に放流する計画であり、その排水には、水銀等の重金属が含まれる可能性があることから、適切な排水処理方法を検討し、その具体的な内容を環境影響評価準備書に示すこと。 また、排水口周辺の底質や、そこに生息する底生生物について、施設の稼働前後の調査を実施し、本事業による影響について確認すること。	本事業は、木質バイオマス専焼の発電事業に計画変更したため、石炭燃焼に伴い発生する水銀等の重金属類は排出しません。そのため、本事業からの重金属による底質や底生生物への影響はないことから、これらの調査は実施しないこととしました。 なお、排水の処理方法等については、具体的な内容を準備書に記載しました。	7. 環境影響評価項目の選定
8	(水環境) 海域での水質調査に当たっては、陸域からの汚水流入負荷を適切に評価するため、潮汐の干満を考慮して実施するとともに、計画する港内の2地点に加え、対照地点として、港外に調査地点を追加すること。	水質調査については潮汐の干満を考慮し、「水質調査方法」(昭和46年環水管30号)に基づき、大潮期の昼間の干潮時を含めた時間帯に実施しました。 また、港内の2地点に加え、対照地点として、港外における公共用水域水質測定地点(外港1)においても、既存資料を収集・整理するとともに施設の稼働前後に現地調査を行うこととしました。その結果については、事後調査報告書にてお示します。	8.4 水質 8.4.1 現況調査 11. 事後調査計画
9	(植物、動物及び生態系) 計画地周辺には動植物の重要な生息・生育地である蒲生干潟が存在することから、施設稼働に伴う排出ガスや排水による蒲生干潟への影響について予測・評価するとともに、蒲生干潟に生息・生育する動植物について、施設の稼働前後の調査を実施し、本事業による影響について評価すること。	方法書に対する市長意見を踏まえ、供用による影響(施設の稼働)の動物、植物(蒲生干潟)を環境影響評価項目として選定し、既存資料を活用して蒲生干潟に生息・生育する動植物について現況把握を行った上で、大気質、水質等の予測・評価結果より、蒲生干潟における影響を定性的に予測・評価し、その結果を準備書に記載しました。 また、蒲生干潟において、施設の稼働後に植物、動物の出現状況について現地調査を行い、本事業による影響を確認します。その結果については、事後調査報告書にてお示します。	7.2 環境影響要素の抽出及び環境影響評価項目の選定 8.7 植物 8.8 動物

No.	市長意見	事業者の見解	記載箇所
10	(廃棄物等) 本事業により発生する石炭灰等について、周辺での引取り先を確保し、可能な限り再資源化に努めること。	燃料である木質バイオマスの燃焼灰は、路盤材原料等として可能な限り有効利用を図るべく、路盤材工場を始めとする複数業者との間で引取りについて事前協議を実施しているところであります、可能な限り再資源化に努める計画です。 なお、有効利用が困難な廃棄物については、法律に基づき適正に処理します。	1.3.13 廃棄物に関する事項
11	(温室効果ガス等) 建設工事に当たっては、コンクリート型枠等への熱帯材の使用を極力控えるとともに、その旨を配慮事項として環境影響評価準備書に示すこと。	コンクリート型枠は可能な限り非木質のものを採用し、基礎工事等においては計画的に型枠を転用します。やむを得ず熱帯木材を原料とするコンクリート型枠を使用する場合においても、転用回数を増やすこと等により、使用量削減を図ります。これらの環境配慮事項の内容を準備書に記載しました。	7.2 環境影響要素の抽出及び環境影響評価項目の選定 9. 配慮項目の概要と配慮事項
12	(温室効果ガス等) 本事業の特性を踏まえ、施設の稼働に伴う二酸化炭素の影響について、重点項目とすること。	本事業では、二酸化炭素に関する環境負荷がない木質バイオマス専焼の発電事業に計画変更したことから、施設の稼働に伴う二酸化炭素の影響については、評価項目に選定しないこととしました。	7.2 環境影響要素の抽出及び環境影響評価項目の選定
13	(温室効果ガス等) 供用時の船舶による燃料輸送に伴う温室効果ガスの排出量を予測すること。 また、燃料として使用する木質バイオマスの調達に当たっては、調達先の周辺環境に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、その旨を配慮事項として環境影響評価準備書に示すこと。	方法書に対する市長意見を踏まえ、燃料である木質バイオマスの輸送に伴う船舶航行等により発生するCO ₂ については、資材・製品・人等の運搬・輸送として予測を実施し、その結果を準備書に記載しました。 また、木質バイオマス燃料のうち主燃料である木質ペレットについては、トレーサビリティ（由来保証）が100%確実な資源を輸入して利用することで違法伐採による森林機能の喪失を回避する計画としています。木質チップについては森林認証等を得ている木材を前提とし、無理な伐採による供給が行われないよう地元企業と密にコミュニケーションを取りながら検討を進めます。PKSについては供給者側で環境に配慮した生産が行われていることを確認した上で使用可否を判断する計画としています。 これらについて、配慮事項として準備書に記載しました。	8.12 温室効果ガス等 9. 配慮項目の概要と配慮事項